

地 域 指 定 年 度	平成17年度
整 備 計 画 策 定 年 度	平成24年度
計 画 見 直 し 年 度	令和元年度

# むかわ町農業振興地域整備計画書

令和2年5月

北海道むかわ町

# 目 次

第1	農用地利用計画	1
1.	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
①	土地利用の構想	1
②	農用地区域の設定方針	2
(2)	農業上の土地利用の方向	3
①	農用地等利用の方針	3
②	用途区分の構想	4
③	特別な用途区分の構想	4
2.	農用地利用計画	6
第2	農業生産基盤の整備開発計画	7
1.	農業生産基盤の整備及び開発の方向	7
2.	農業生産基盤整備開発計画	7
3.	森林の整備その他林業の振興との関連	7
4.	他事業との関連	7
第3	農用地等の保全計画	8
1.	農用地等の保全の方向	8
2.	農用地等保全整備計画	8
3.	農用地等の保全のための活動	8
4.	森林の整備その他林業の振興との関連	8
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	9
1.	農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	9
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	9
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	16
2.	農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	16
3.	森林の整備その他林業の振興との関連	16
第5	農業近代化施設の整備計画	17
1.	農業近代化施設の整備の方向	17
2.	農業近代化施設整備計画	17
3.	森林の整備その他林業の振興との関連	18
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	18
1.	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	18
2.	農業就業者育成・確保施設整備計画	18
3.	農業を担うべき者のための支援の活動	18
4.	森林の整備その他林業の振興との関連	18
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	19
1.	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	19
2.	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	19
3.	農業従事者就業促進施設	19

4. 森林の整備その他林業の振興との関連	19
第8 生活環境施設の整備計画	20
1. 生活環境施設の整備の目標	20
2. 生活環境施設整備計画	20
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	20
4. その他の施設の整備に関わる事業との関連	20
第9 付 図	20
第10 別 記 農用地利用計画	21
(1) 農用地区域	21
(2) 用途区分	23

# 第1 農用地利用計画

## 1. 土地利用区分の方向

### (1) 土地利用の方向

#### ① 土地利用の構想

むかわ町は、道央圏の胆振管内東部に位置し、北海道の経済・文化の中心都市である札幌市や空の玄関の千歳市、海の玄関である苫小牧市にも近く、日高・十勝方面への交通の要所にある。

面積は、711.36km<sup>2</sup>と胆振管内で最大の面積を有し、南北に細長い地形をしている。

東西及び北部の三方を日高山脈系の外縁部に囲まれ、南部は太平洋に面し、地域内を一級河川鶴川が南北に縦走するなど、森林・川・海、そして平地と多彩な自然環境に恵まれている。

むかわ町では、将来のあるべき姿に向けて、町域を「森林・清流ゾーン」・「農業ゾーン」・「海浜・河ロゾーン」・「市街地ゾーン」に区分し、我がまちの特色を活かした個性あふれるまちづくりを行うものである。

「農業ゾーン」では、地域特性を活かした農業生産を実現する優良農地の確保を始めとして、自然環境と調和を図りながら農業振興を図る。

このため、農業の生産性向上を実現するとともに地域が有する多面的な機能を十分に発揮できるよう土地基盤の整備を推進するとともに、地域の特色を活かした農産品の開発・販売、農業体験交流などを進め、活気ある農業・農村づくりを推進する。

(単位：ha、%)

	農用地		農用地 施設農地		森林・原野 (混牧林地)		その他		総面積	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在	6,202.2	90.3	16.6	0.2	404.2 (10.7)	5.9	247.3	3.6	6,870.3	100.0
目標	6,202.2	90.3	16.6	0.2	404.2 (10.7)	5.9	247.3	3.6	6,870.3	100.0
増減	—		—		—		—		—	

(注) ( ) 内は混牧林地面積で内数

## ② 農用地区域の設定方針

### ア 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域における現況農用地 6,875.4ha のうち、非効率な農用地 425.9ha を除いた 6,449.5ha について、農用地区域を設定する。

#### ・非効率な農用地

次の地域内に存在する農地について農用地区域から除外。

- (1) 市街地に存在する農地
- (2) 農地として利用されていない農用地等

### イ 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

該当無し

### ウ 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用地施設のうち、上記アにおいて農用地区域に設定する方針とした農用地に介在、または隣接し、当該農用地と一体的に保全する必要がある農業施設用地 16.6ha について、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置（集落名）	面積	農業用施設等の種類
畜舎・農機具格納庫・ 厩舎・乾燥庫	A-1(二宮・春日・田浦・豊城) B-1(豊田) B-2(穂別・稲里) B-3(安住) A-2(旭岡・生田・花岡・米原・汐見・宮戸)	16.6ha	畜舎・農機具格納庫・ 厩舎・乾燥庫
計		16.6ha	

### エ 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

自然環境の保全や森林のもつ機能を生かし農用地と森林等が調和した土地利用を図るため、農地にとって有益な機能を有する森林及び既耕地との一体的な整備により将来的に農用地として利用されると見込まれる森林など全地区合わせて 404ha について農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

① 農用地等利用の方針

本町の基幹産業である農業において、生産性及び付加価値の高い農業展開を実現するために、優良農地を確保・保全するとともに、有効活用を図る必要がある。

一方で、農家戸数の減少及び高齢化による労働力不足より、将来的には耕作放棄地の発生も懸念されている。

このため、農業生産組織、作業受委託組織、集落営農など多様な担い手の育成・確保を推進するとともに、これら担い手への農地の利用集積を図る。また、一層の生産性向上や農作業の効率化を促進するため、大区画ほ場化等の土地基盤整備について推進する。

(単位：ha)

区分	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設農地		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
むかわ町	5,808.8	5,808.8	—	411.4	411.4	—	10.7	10.7	—	16.6	16.6	—
鵜川地区	4,060.6	4,060.6	—	255.9	255.9	—	0.9	0.9	—	14.7	14.7	—
穂別地区	1,748.2	1,748.2	—	155.5	155.5	—	9.8	9.8	—	1.9	1.9	—

区分	森林・原野等			その他			計		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
むかわ町	397.5	397.5	—	247.3	247.3	—	6,892.3	6,892.3	—
鵜川地区	349.0	349.0	—	235.7	235.7	—	4,916.8	4,916.8	—
穂別地区	48.5	48.5	—	11.6	11.6	—	1,975.5	1,975.5	—

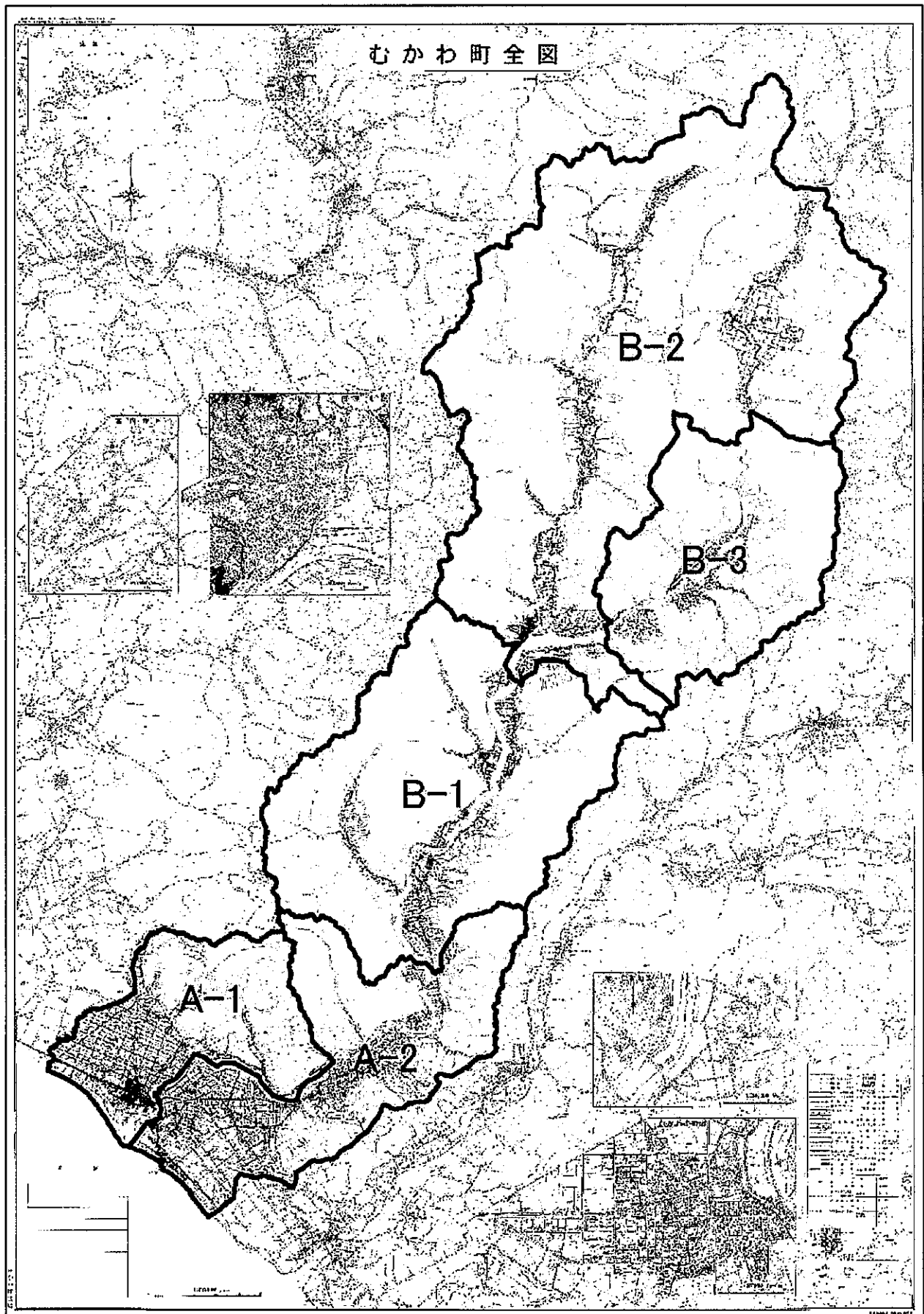
② 用途区分の構想

区分	集落(字)名	構 想
A-1	二宮、春日、田浦一区、田浦二区、豊城、鶴川	<p>整備済みの優良水田地域であり、経営規模は約11haとやや小規模である。水稻を基幹作物として、畑作物や野菜を組み合わせた土地利用型及び施設型の複合経営を推進する。</p> <p>また、肉牛飼養頭数も相当数いることから、耕畜連携の取り組みも推進する。</p>
A-2	旭岡、有明、生田、花岡、米原、汐見、曙、宮戸	<p>整備済みの優良水田地域であり、戸当たり面積が約17haと大きい。農地流動化による規模拡大を進め、一層スケールメリット活かした農業展開を推進する。</p> <p>また、肉牛飼養頭数も相当数いることから、耕畜連携の取り組みも推進する。</p>
B-1	栄、仁和下、仁和上、イナエツブ、豊泉、和泉、豊田	<p>水田と畑の割合がほぼ半数であり、経営規模は約15haと大きい。土地利用型作物を基幹作物として、野菜を組み合わせた複合経営の展開を推進する。</p> <p>また、肉牛飼養頭数も相当数いることから、耕畜連携の取り組みも推進する。</p>
B-2	穂別、ニサナイ、新興、茂別、キウス、中島、隆農、稲里、豊進	<p>穂別地区の中核的な水田地域で、経営規模は約15haと大きい。水稻を基幹作物として、野菜を組み合わせた土地利用型及び施設型の複合経営の展開を推進する。</p> <p>また、肉牛飼養頭数も相当数いることから、耕畜連携の取り組みも推進する。</p>
B-3	富内、安住、平丘	<p>水田の水稻割合が高い地区であり、経営規模が約18haと大きく、高齢化が進んでいる地域である。</p> <p>このため、担い手対策として組織化や作業受委託組織の育成・確保を推進する。</p>

③ 特別な用途区分の構想

該当無し

(参考) 用途区分図





## 2. 農用地利用計画

別記のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町では、昭和30代から40年代に国営及び道営かんがい排水事業により水田用水を整備し、これに合わせて道営及び団体営ほ場整備事業等によって区画整理及び暗渠排水等の面整備が行われてきた。水田においてほ場区画が30a以上の割合は63%（第4次土地利用基盤整備基本調査）に達している。

近年における生産基盤の課題は、過去に事業で整備された農業水利施設が老朽化し始めており、機能低下や維持管理に支障を来していることから、再整備のために、国営かんがい排水事業「勇払東部（二期）地区」、「新鷓川地区」が着工されている。

今後も、国営かんがい排水事業に関連する排水路等整備など、必要に応じて順次整備を進めていくものとする。

### 2. 農業生産基盤整備開発計画

番号	区分	事業名	地区名	事業量	施工年度	備考
1	国営	かんがい排水事業	勇払東部（二期）	用水路、排水路等	H17～R6	
2	国営	かんがい排水事業	新鷓川	用水路、排水路等	H26～R4	
3	道営	水利施設等保全高度化事業	川西第2	用水路	R3～R7	
4	団体	農地耕作条件改善事業			未定	

### 3. 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の森林は、総面積の約79%を占めており、林業・林産業の基盤となっており、災害防止、水源かん養、河口沿岸の漁場保全などに重要な役割を果たしている。豊かな森林と清流鷓川の流域水系の適切な保全は、安心して暮らせる生活基盤の確保や、地域に根ざした農林水産業の振興など地域づくりの基本的な取り組みを進めていくうえで不可欠である。

したがって、森林地域と農業地域における土地利用及び整備については、農業と森林が共存できるよう調和を図りながら推進する。

### 4. 他事業との関連

河川改修、道路整備等については、土地改良事業等の整備・開発と調整を図った上で積極的に推進する。

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1. 農用地等の保全の方向

農地は農業生産の最も基礎的な資源であるとともに、健全な農業生産活動が行われることで、いわゆる多面的な機能（国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能）を維持・発揮し、生物多様性の保全にも寄与する。

しかし、一度、荒廃するとその回復が困難であるとともに、虫食いのなかい廃は周辺農地にも悪い影響を与える。

このため、農業環境の変化に適格に対応できるよう、離農農家・規模縮小農家等の農地については、中核的な担い手への利用集積とその効率的な利用を促進し、農業以外の土地需要の大きい市街地域においては計画的な農業上の土地利用に努め、中山間地域等においては生産条件の不利を補正するための支援措置などにより、耕作放棄地の発生の抑制に努め、優良農地の適切な保全と有効利用を推進する。

#### 2. 農用地等保全整備計画

具体的計画なし

#### 3. 農用地等の保全のための活動

今後も、条件の悪い農地を中心に生産条件の整備に向けた支援策を講じるとともに、地域住民等と連携した、多面的機能の発揮や中山間地域における取組により、農地や農業用排水施設等の保全に努める。

#### 4. 森林の整備その他林業の振興との関連

低利用地については、土地利用の実態、周辺環境の状況、土地所有者の意向等を踏まえ、農業的利用あるいは森林的利用とするかを評価して、適切に対処する。

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1. 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町の農業経営は、水稲を中心として、蔬菜・メロン・花卉等の施設園芸、南瓜・ブロッコリー・豆類・長いも等の畑作園芸や、さらに、肉用牛などの畜産も取り入れた複合経営が主体となっている。しかし、近年では導入する野菜の種類や品目が増加し、水稲や畑作物を中心とする土地利用型経営と施設園芸の集約型経営の分化する傾向がみられる。このため、一部では農地の流動化が停滞する課題が顕在化してきている。このため、多種多様な品目構成の生産スタイルを維持しつつ、水稲及び畑作物等の土地利用型作物と労働集約型作物を適切に組み合わせた農業展開を推進する。

経営の指標は、本町及び周辺市町村における優良な経営の事例を踏まえ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体あたりおおむね440万円）、年間労働時間（主たる従事者一人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとする。更に、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標は、本町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で設計が成り立つ年間農業所得（効果的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業取得、すなわち1経営体あたりの年間農業所得280万円程度）を目標とし、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

この目標を達成するため、将来のむかわ町農業を担う意欲的な農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、必要な措置を総合的に実施する。

表 4 - 1 農業経営の目標

【個別経営体】

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事者の 態様等
1 水稲 専業	《作付面積等》 水稲 20.0ha	《機械施設設備》 ・トラクター (70ps) 1台 ・自脱型コンバイン (5条) 1台 ・田植機 (乗用 8条) 1台 ・育苗ハウス 7棟 ・農用トラック (2t) 1台 ・農具庫 1棟  〈その他〉 ・土壌分析・診断を活用した土壌改良 ・稲ワラ堆肥のほ場還元による地力増進 ・防除作業委託 (無人ヘリコプター等) による省力化	・複式登記簿帳によ り、経営と家計との 分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時 雇用従事者の確保  《家族労働力》 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
2 水稲 畑作 複合	《作付面積等》 ・水稲 10.0ha ・てん菜 4.0ha ・小豆 3.0ha ・大豆 3.0ha  経営面積 20.0ha	《機械施設設備》 ・トラクター (70ps) 1台 ・田植機 (乗用) 1台 ・育苗ハウス 2棟 ・自脱型コンバイン 1台 ・農用トラック (2t) 1台 ・農具庫 1棟 ・畑作用作業機器 一式 共同  〈その他〉 ・畑作機械の共同利用によるコスト低減 ・土壌分析・診断を活用した土壌改良 ・防除作業委託 (無人ヘリコプター等) による省力化	・複式登記簿帳によ り、経営と家計との 分離を図る ・青色申告の実施 ・各作物の損益と原価 の把握分析	・休日制の導入 ・農繁期における臨時 雇用従事者の確保  《家族労働力》 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経 営 管 理 の 方 法	農 業 従 事 者 の 態 様 等
3 水 稲 野 菜 複 合 ①	《作付面積等》 ・水稲 4.0ha ・トマト 0.6ha ・レタス 0.6ha ・南瓜 2.8ha ・馬鈴しょ 2.0ha <hr/> 経営面積 10.0ha	《機械施設装備》 ・トラクター (70ps) 1台 ・田植機 (乗用) 1台 ・自脱型コンバイン 1台 ・その他作業機 一式 ・軽トラック (4WD) 1台 ・育苗ハウス 2棟 ・ハウス 18棟  〈その他〉 ・共同選別等による品質の維持向上、作業の省力化 ・土壌分析・診断を活用した土壌改良 ・防除作業委託 (無人ヘリコプター等) による省力化	・複式登記簿帳により、経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・各作物の損益と原価の把握分析	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保  《家族労働力》 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
4 水 稲 野 菜 複 合 ②	《作付面積等》 ・水稲 5.0ha ・メロン 0.6ha ・レタス 3.0ha ・長いも 1.4ha <hr/> 経営面積 10.0ha	《機械施設装備》 ・トラクター (30ps) 1台 ・トラクター (70ps) 共同 ・マニアスプレッダ 共同 ・ロータリーハロー 1台 ・カルチベーター 共同 ・動力噴霧機 1台 ・田植機 1台 ・コンバイン 1台 ・トレンチャー 1台 ・育苗ハウス 2棟 ・倉庫 (H型鉄骨) 1棟 ・ハウス 18棟 ・乾燥機 一式 ・農業用トラック 1台  〈その他〉 ・共同選別等による品質の維持向上、作業の省力化 ・土壌分析・診断を活用した土壌改良 ・防除作業委託 (無人ヘリコプター等) による省力化	・複式登記簿帳により、経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・各作物の損益と原価の把握分析	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮  《家族労働力》 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事者の 態様等
5 水稲 花き 複合	<p>《作付面積等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稲 7.5ha</li> <li>・アルストロメリア 0.3ha</li> <li>・スターチス 0.3ha</li> <li>・長いも 0.3ha</li> </ul> <hr/> <p>経営面積 8.4ha</p>	<p>《機械施設設備》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター（30ps） 1台</li> <li>・トラクター（70ps） 共同</li> <li>・田植機 1台</li> <li>・自脱型コンバイン（4条） 1台</li> <li>・その他作業機 一式</li> <li>・農用トラック（2t） 1台</li> <li>・軽トラック（4WD） 1台</li> <li>・育苗ハウス 2棟</li> <li>・花きハウス 18棟</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苗の購入による育苗作業の省力化</li> <li>・土壌分析・診断を活用した土壌改良</li> <li>・防除作業委託（無人ヘリコプター等）による省力化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式登記簿帳により、経営と家計との分離を図る</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・各作物の損益と原価の把握分析</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・農繁期における臨時雇用従事者の確保</li> </ul> <p>《家族労働力》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 1人</li> <li>・補助従事者 1人</li> </ul>
6 水稲 牛肉 複合	<p>《作付面積等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稲 9.0ha</li> <li>・牧草 8.0ha</li> <li>・採草放牧地 7.0ha</li> </ul> <hr/> <p>経営面積 24.0ha</p> <p>《飼養頭数》</p> <p>繁殖牛 30頭</p>	<p>《機械施設設備》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター（60ps） 共同</li> <li>・トラクター（70ps） 共同</li> <li>・田植機 1台</li> <li>・自脱型コンバイン 共同</li> <li>・牧草作業機器 一式 共同</li> <li>・育苗ハウス 2棟</li> <li>・牛舎等 6棟</li> <li>・農用トラック（2t） 1台</li> <li>・堆肥盤 1基</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥のほ場還元による地力の増進</li> <li>・防除作業委託（無人ヘリコプター等）による省力化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式登記簿帳により、経営と家計との分離を図る</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・水稲、牛肉の損益と原価の把握分析</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・農繁期における臨時雇用従事者の確保</li> </ul> <p>《家族労働力》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 1人</li> <li>・補助従事者 1人</li> </ul>

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経 営 管 理 の 方 法	農 業 従 事 者 の 態 様 等
7 酪 農 専 業	《作付面積等》 ・牧草 35.0ha ・サイレージ用 トウモロコシ 10.0ha ----- 経営面積 45.0ha 《飼養頭数》 ・経産牛 40頭 ・育成牛 19頭 ----- 常時飼養頭数 59頭	《機械施設設備》 ・トラクター（60ps） 1台 ・トラクター（90ps） 共同 ・牧草等作業機械 一式 共同 ・農業用トラック（4t） 1台 ・堆肥上 1基 ・牛舎 1棟 ・バンカーサイロ 1棟 ・乾草舎 1棟 ・バークリーナー 一式 ・バーククーラー 一式 ・パイプラインミルクカー 一式 <その他> ・スタンション ・パイプライン牛舎	・複式登記簿帳によ り、経営と家計との 分離を図る ・青色申告の実施 ・水稲、牛肉の損益と 原価の把握分析	・休日制の導入 ・農繁期における臨時 雇用従事者の確保 《家族労働力》 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
8 牛 肉 専 業	《作付面積等》 ・牧草 20.0ha ・採草放牧地 17.0ha ----- 経営面積 37.0ha 《飼養頭数》 繁殖牛 50頭	《機械施設設備》 ・トラクター（60ps） 1台 ・トラクター（70ps） 1台 ・牧草作業機器 一式 共同 ・牛舎等 6棟 ・農用トラック（2t） 1台 ・堆肥盤 1基 <その他> ・堆厩肥のは場還元による地力の増進	・複式登記簿帳によ り、経営と家計との 分離を図る ・青色申告の実施 ・牛肉の損益と原価の 把握分析	・休日制の導入 ・農繁期における臨時 雇用従事者の確保 《家族労働力》 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人



営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事者の 態様等
9 軽種馬 専業	《作付面積等》 ・牧草 5.0ha ・採草放牧地 8.0ha ----- 経営面積 13.0ha 《飼養頭数》 繁殖牝馬・サラ 3頭 預託馬 13頭	《機械施設装備》 ・トラクター 1台 ・牧草作業機械 一式 ・厩舎 1棟 ・農具庫 1棟 ・農用トラック（2t） 1台 ・堆肥盤 1基 〈その他〉 ・堆肥のは場還元による地力の増進	・複式登記簿帳によ り、経営と家計との 分離を図る ・青色申告の実施 ・軽種馬の損益と原価 の把握分析	・休日制の導入 ・農繁期における臨時 雇用従事者の確保 《家族労働力》 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
10 施設 野菜 専業	《作付面積等》 ・トマト 0.5ha ・レタス 0.5ha ・ニラ 0.03ha ----- 経営面積 2.0ha	《機械施設装備》 ・トラクター（30ps） 1台 ・マニアスプレッダ 共同 ・動力噴霧機 1台 ・軽トラック 1台 ・ハウス 16基 〈その他〉 ・土壌分析・診断を活用した土壌改良	・複式登記簿帳によ り、経営と家計との 分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時 雇用従事者の確保 《家族労働力》 ・主たる従事者 1人 ・従たる従事者 1人
11 水稲 畑作 野菜 複合	《作付面積等》 ・水稲 6.0ha ・秋小麦 3.0ha ・南瓜 6.0ha ----- 経営面積 15.0ha	《機械施設装備》 ・トラクター（30ps） 1台 ・トラクター（70ps） 共同 ・マニアスプレッダ 共同 ・動力噴霧機 共同 ・乗用移植機 1台 ・コンバイン 1台 ・倉庫（H型鉄骨） 1棟 ・乾燥機 一式 〈その他〉 ・土壌分析・診断を活用した土壌改良 ・防除作業委託（無人ヘリコプター等） による省力化	・複式登記簿帳によ り、経営と家計との 分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時 雇用従事者の確保 《家族労働力》 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経 営 管 理 の 方 法	農 業 従 事 者 の 態 様 等
1 2 畑 作 野 菜 複 合	《作付面積等》 ・小麦 4.0ha ・甜菜 5.0ha ・大豆 4.0ha ・南瓜 5.0ha <hr/> 経営面積 18.0ha	《機械施設設備》 ・トラクター (30ps) 1台 ・トラクター (70ps) 共同 ・畑作用作業機械 一式 共同 ・倉庫 (H型鉄骨) 1棟 ・育苗ハウス 1棟  〈その他〉 ・畑作機械の共同利用によるコスト低減 ・土壌分析・診断を活用した土壌改良	・複式登記簿帳によ り、経営と家計との 分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時 雇用従事者の確保  《家族労働力》 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

【組織経営体】

営農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経 営 管 理 の 方 法	農 業 従 事 者 の 態 様 等
1 3 水 稲 畑 作 複 合	《作付面積等》 ・水稻 21.0ha ・秋播小麦 10.0ha ・てん菜 10.0ha ・大豆 10.0ha ・小豆 9.0ha <hr/> 経営面積 60.0ha (うち借地 22.0ha)  《作付員戸数》 2戸	《機械施設設備》 ・トラクター (80ps) 2台 ・トラクター (50ps) 3台 ・水稻移植機 (乗用6条) 1台 ・普通型コンバイン 1台 ・畑作用収穫機械 一式 ・畑作用作業機 一式 ・トラック (2t) 5台 ・農具庫等 1棟 ・育苗ハウス 26棟  〈その他〉 ・作付地の団体化による作業の効率化と 輪作体系の確立 ・土壌分析・診断を活用した土壌改良 ・防除作業委託 (無人ヘリコプター等) による省力化	・青色申告の実施 ・各作物の損益と原価 の把握分析 ・複式登記、経営計 画、作業計画、財 務、労務、ほ場管 理、市場情報等の分 析 ・労務管理の充実 ・作業記録簿の整理	・定期的な休日が確保 できる労働体制の確 立 ・労働利用計画による 雇用労働力の確保  《家族労働力》 ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 2人

## (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会が鋭意的に、農地の出し手と受け手に係る情報の収集に努め利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業（特定事業含む）等を推進し、計画的な利用権設定等を促進する。

また、農地流動化に関しても、農用地が集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、今後遊休農地となるおそれがある農地がある場合は、中核となる担い手等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

## 2. 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

地域において離農跡地や土地持ち非農家の農地は、新規就農や農地所有適格法人等の中核的な担い手農家へ利用集積を実現するため、農地の利用調整活動を行う。農地流動化については、町、農業委員会、農業協同組合等関係機関・団体との連携により、農地移動適正化あっせん事業、農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業（特例事業含む）など各種の農地流動化施策等を用いて行う。

また、生産性の高い農業生産を実現するため、農業生産の組織化（農作業共同化や法人化等）を推進する。

さらに、農地の効率的な利用と農作業の効率化、労働負荷の軽減を図るために、コントラクター等による、農作業受委託組織を育成・確保する。

## 3. 森林の整備その他林業の振興との関連

低利用地については、土地利用の実態、周辺環境の状況、土地所有者の意向等を踏まえ、農業的利用あるいは森林的利用とするかを評価して、適切に対処する。

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1. 農業近代化施設の整備の方向

本地域は自然環境と立地条件の利点を生かし、水稻・野菜・花卉・畜産を重点作目とし、土地利用型と労働集約型の複合経営を促進し、家畜飼養者も多いことから耕畜連携も推進する。

鷓川地区（A-1～A-2）平地が多く、水稻及び園芸作物を中心に営農を展開し、穂別地区（B-1～B-3）の中山間地域は水稻を中心とした複合経営で、規模拡大の促進と農地の高度利用により自立経営農業の育成を目指す。土地基盤整備を促進しつつ、穀類乾燥調製貯蔵施設、野菜集出荷貯蔵施設、花卉集出荷施設、多目的倉庫など、現有施設の効率利用による経営の近代化を図る。

#### （1）水稻

需要動向に応じた品種銘柄を栽培特性や土壌条件を考慮し、低コスト生産を進めるなか乾燥調整施設の有効利用を推進し、安全で安心な栽培による生産を進め、消費者より信頼される米産地を目指し、高整粒・低タンパク・均一な売れる米づくりを進める。

各地域の実態に即した土地基盤整備及び、生産組織の充実等による生産性の向上を図り、高齢農家等の農作業受委託を行うなどの地域の労働力確保に努める。

また、地域に適合した優良品種を選択・導入し、普及に努めるとともに、更に品質を向上させるためには土壌中に含まれる成分を十分に分析したうえで施肥設計を行う。

#### （2）野菜

農協の一元集荷・多元販売を基本とし、より一層共選共販の推進に努めるほか、市場流通を中心に品質・出荷量を安定して確保できる産地づくりを進める。

また、土づくりを基本として、堆肥導入による保肥力と有効土層の増大に努め、連作障害を回避するための輪作体系の確立による病原菌類の密度低下を図り、各品目毎に栽培基準を設定し、その栽培基準に沿った栽培の推進、農薬、化学肥料の適正使用の推進に努め、安定収穫・良質生産を達成するために、かん水等による土壌水分の供給体制を整える。

#### （3）花卉

アルストロメリアを中心に展開し、市場が求める品種の選定を生産組合にて進めつつ、花卉集出荷施設を有効活用し、共選共販体制を推進する。

#### （4）畜産

肉用牛について、育成・繁殖を主体としており、適切な飼料管理及び飼料作物用地の確保等に努めるとともに、栽培管理技術の高度化を目指す。

土壌分析に基づく適正な施肥設計によるコストの低減、資源循環型で環境負荷軽減に資する良質自給飼料の増産と自給飼料に立脚した良質な畜産物の安定供給の継続を図る。

養豚について、優良繁殖豚の定期的な更新による安定生産を目指し、飼育管理技術の改善を図るとともに種豚の向上や伝染病の防止に努め、さらに飼料自給率を高め生産コストの低減を進め、耕畜連携による地域内循環を図る。

乳用牛について、草地整備改良を促進し、良質の粗飼料を計画的に生産するなど、自給飼料に立脚した畜産経営の育成により経営体質の強化を図り生産性の高い経営を推進する。個体産乳能力を把握し、牛群全体の能力向上を図るとともに、経営の合理化・省力化による低コスト化を進める。

### 2. 農業近代化施設整備計画

具体的計画なし

### 3. 森林の整備その他林業の振興との関連

低利用地については、土地利用の実態、周辺環境の状況、土地所有者の意向等を踏まえ、農業的利用あるいは森林的利用とするかを評価して、適切に対処する。

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業就業者の減少や高齢化が進む中、担い手に関する問題は、現在、地域担い手育成センターにおいて、新規参入の受け入れを中心に展開している。新規参入者は、地域担い手育成センターの研修を経て、農地所有適格法人等に就職するもののほか、町内研修農業での実践研修の後に独立就農を果たすものも多くなってきている。

このため、認定農業者の育成や農業外からの新規就農による担い手の育成・確保を図るための農業体験施設、就農支援施設、農家住宅等の計画的な整備に努めるとともに、農村女性や高齢者等が意欲と能力を十分に発揮しながら産地直売等の地域活動に取り組むために必要な施設の整備を促進する。

### 2. 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対象番号	備考
農家住宅	農家住宅、法人構成員住宅、従業員住宅及び宿舍	敷地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以内を基本とする。	農業者、農業後継者、農地所有適格法人等		具体的計画なし。

### 3. 農業を担うべき者のための支援の活動

農業を担うべき者のための支援について、地域担い手育成センターを主体とした新規就農・後継者育成へ向けた研修システムの充実を図る。

### 4. 森林の整備その他林業の振興との関連

低利用地については、土地利用の実態、周辺環境の状況、土地所有者の意向等を踏まえ、農業的利用あるいは森林的利用とするかを評価して、適切に対処する。

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本地域は、北海道の経済・文化の中心都市である札幌市や空の玄関の千歳市、海の玄関である苫小牧市に近く、日高・十勝方面への交通の要所にあり、就業機会に恵まれた立地である。

なお、2015農林業センサスにおいて、農家戸数は363戸であり、このうち兼業農家が約26%であることから、今後とも、農業従事者の他産業部門での安定的な就業機会の確保に努めるものとし、スマート農業等の推進による農業の省力化や、人手不足の解消を図るものとする。

(単位：戸)

区分	合計	専業農家		兼業農家			
		男子生産 年齢人口 がいる	女子生産 年齢人口 がいる	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家		
むかわ町	363	269	176	169	94	49	45
鶴川地区	224	178	115	115	46	29	17
穂別地区	139	91	61	54	48	20	28

(資料：2015年農林業センサスより)

### 2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

安定的な農業経営の育成に向け、農業生産技術や経営管理技術の向上を図るとともに、農業の6次産業化や地場農産物を活用した加工品づくり、地域の特徴を生かしたブランド化、農畜産物の輸出促進に向けた環境整備など、農業施策の充実による農業従事者の所得向上、就業機会の確保・拡大を図る。

### 3. 農業従事者就業促進施設

該当なし

### 4. 森林の整備その他林業の振興との関連

低利用地については、土地利用の実態、周辺環境の状況、土地所有者の意向等を踏まえ、農業的利用あるいは森林的利用とするかを評価して、適切に対処する。

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1. 生活環境施設の整備の目標

これまで整備されている社会基盤の有効活用を図るとともに、今後も「むかわ町まちづくり計画」を上位計画とし、「むかわ町復興計画」等の関連する計画に基づき、農業生産基盤との一体的な整備に努める。

### 2. 生活環境施設整備計画

むかわ町復興計画に基づく、「消防庁舎の移転建設」、「総合防災拠点施設」等の整備

### 3. 森林の整備その他林業の振興との関連

低利用地については、土地利用の実態、周辺環境の状況、土地所有者の意向等を踏まえ、農業的利用あるいは森林的利用とするかを評価して、適切に対処する。

### 4. その他の施設の整備に関わる事業との関連

「むかわ町まちづくり計画」を上位計画とし、「むかわ町復興計画」等との整合性を保ちながら生活環境施設の整備を推進する。

## 第9 付 図

- ① 土地利用計画図
- ② 農業生産基盤整備開発計画図
- ③ 農用地等保全整備計画図（該当なし）
- ④ 農業近代化施設整備計画図（該当なし）
- ⑤ 農業就業者育成・確保施設整備計画図（該当なし）
- ⑥ 生活環境施設整備計画図（該当なし）

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち、「除外する土地」欄に掲げる土地並びにこれらの土地以外の土地であって、現況宅地、境内地、墓地、鉄塔敷地、道路、水路、河川及び河川敷地を除いた土地を農用地区域とする。

地区・地域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
	別紙のとおり		



イ 現況森林、原野等に係る農用地区域  
 下表に掲げる区域の土地は、農用地区域とする。

地区・地域 番 号	区 域	備考
	別紙のとおり	

(2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・地域 番 号	用途区分